

【ミャンマー】ミャンマーにおける特許法の施行について

2024年6月10日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ミャンマー特許法の施行に関するお知らせです。

ミャンマーにおいては、2019年3月に特許法が成立した後、長らく同法が未施行の状態でした。2024年6月2日付の「The Global New Light of Myanmar」(同国の政府系新聞)の記事(2面)によりますと、ミャンマー国家行政委員会(SAC)より発行された通達第106/2024号により、同年5月31日付で同法が発効しました。

なお、特許出願に関する書類の様式や手数料については、今後の発表により明らかになるものと思われまます。

特許法の施行に関するミャンマー政府の発表(上記の新聞記事)については、下記リンク先より6月2日の紙面をダウンロードしてご覧いただけます。

<https://www.gnlm.com.mm/2-june-2024/>

また、ミャンマー知的財産局からの公式発表については、同局のFacebookページからご確認ください。(要Facebookログイン)

<https://www.facebook.com/ip.myanmar/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。